

京都市に初進出（を検討）する企業の皆様へ

京都市企業立地促進制度補助金

市内初進出・お試し立地

支援制度

支援制度

の御案内

市内初進出支援制度

最大5,000万円

市外企業が市内のオフィス等[※]へ初進出する場合に補助金を交付します。

補助額：市内居住の常時雇用者数×年度当たり最大80万円×2年分

※オフィス等…調査、企画、研究開発又はその他管理業務を行う事務所

お試し立地支援制度

海外企業は
最大100万円

最大50万円

市内進出を検討する企業が、試行的に市内のコワーキングやシェアオフィス等を利用する場合に補助金を交付します。

補助額：（利用料＋交通費）×1/2

進出された後のサポートも万全！

制度の詳細は裏面へ →

ワンストップ伴走支援

市内で事業拡大したい・市内に進出したい事業者様向け

検討

お試し立地支援制度

進出検討のための補助

オフィス・用地確保支援

事業者と連携し、不動産情報を提供

進出

市内初進出支援制度

進出決定した場合の補助

本社・工場新增設等
支援制度

本社・工場等を新增設する場合

最大1億円

固定資産税・都市計画税相当額
（最大3年間）

スタートアップ支援

成長ステージに応じた支援

地域企業・支援機関・学生との交流会、個別相談会を通じて、京都定着を支援！

定着

人材確保支援

大学・学生との接点づくり

産業支援機関による支援

本市の産業支援機関との接続

テナントオフィス・レンタルラボ
を新增設したい事業者様向け

大規模テナントオフィスビル
立地支援制度

テナントオフィスビル（賃貸部分が3,000㎡以上）
を新增設する場合

最大3億円

固定資産税・都市計画税相当額（最大5年間）

レンタルラボ施設立地支援制度

レンタルラボ（ウェットラボ）
を新增設する場合

最大3億円

固定資産税・都市計画税相当額（最大5年間）

市内初進出支援制度

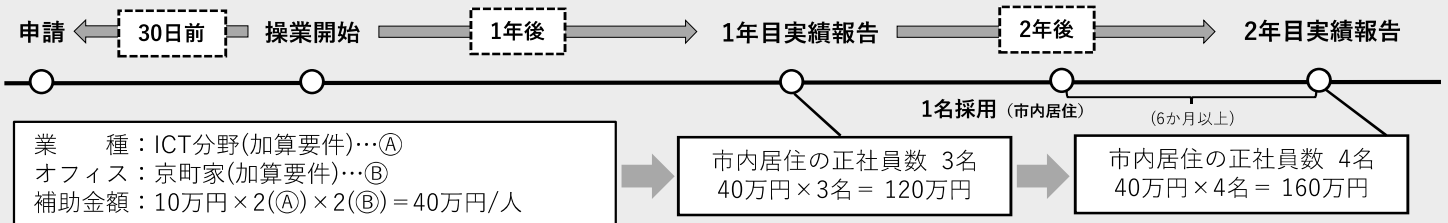
別途、工場・研究開発拠点の新設補助金あり

市外企業が市内のオフィス等へ初進出する場合に補助金を交付します。

- 1 対象業種 全業種（市内初進出※1企業に限る。）
- 2 対象事業 市内にオフィス等※2を設置する事業
（賃貸借の場合は契約期間が1年以上であるなど、長期の設置が見込まれる事業に限る。）
- 3 補助金額 市内居住の常時雇用者※3数 × **年度当たり10万円** × **最大2年分**
下記に該当する企業はそれぞれに該当するごとに補助金額に2を乗じる
（本市の産業政策に特に寄与する産業分野の企業※4、海外企業※5、京町家※6に入居する企業）
- 4 補助上限 年2,500万円（2年分合計 最大5,000万円）
- 5 申請期限 オフィス等の営業を開始する日の30日前まで

※1 市内初進出：既に京都市外に事業所を設置しており、かつ、過去2年の間、市内に事業所を設置していない企業が、市内に事業所を設置すること
※2 オフィス等：調査、企画、研究開発又はその他管理業務を行う事務所
※3 常時雇用者：期間の定めのない雇用契約を締結している正社員（役員、パート・アルバイトは除く。）※6か月間の市内居住・継続雇用が必要
※4 本市の産業政策に特に寄与する産業分野
：ものづくり／ICT／スポーツ／環境・エネルギー／ヘルスケア・ライフサイエンス／
コンテンツ・アート（マンガ、アニメ、ゲーム等）／海外企業支援（アクセラレータ、ベンチャーキャピタル、コンサルティング等）
※5 海外企業：外国企業（外国の法令に基づいて設立された企業）及び
外資系企業（国内企業のうち、発行株式の総数または出資総額の割合の3分の1を外国企業等または外国人が保有する企業）
※6 京町家：建築基準法の施行の際、現に存し、又はその際に建築、修繕もしくは模様替えの工事中であった木造の建築物

（例）ICT企業が京町家に進出する場合

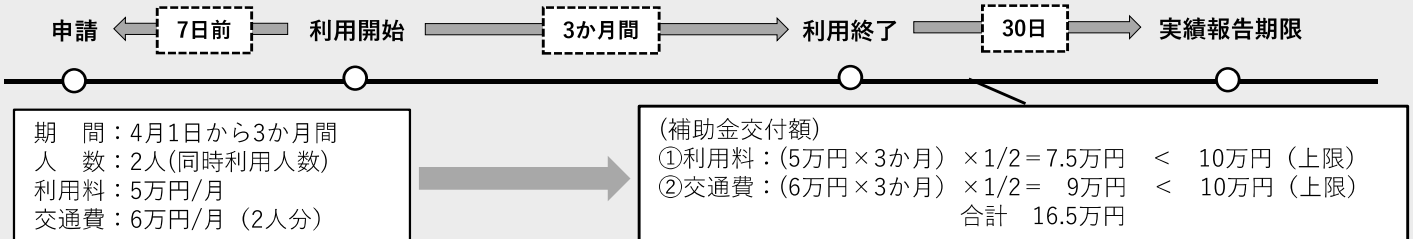


お試し立地支援制度

市外から市内に初進出を検討する企業が、試行的に京都市内のシェアオフィスやコワーキングスペース等を利用する場合に、利用料及び交通費に対して補助金を交付します。

- 1 対象業種 全業種（市内初進出を検討する企業に限る。）
- 2 対象事業 次の各号の要件をすべて満たす事業（補助対象期間は3か月間（海外企業は6か月間））
 - (1) 市内のシェアオフィス等を1週間以上利用すること。
 - (2) 補助対象期間内に市の取材やアンケート等に応じること。
- 3 補助金額 ①シェアオフィス等の利用料の1/2 + ②交通費の1/2
- 4 補助上限 利用日数及び利用人数に応じて設定（①②それぞれ最大25万円）※海外企業は①②それぞれ最大50万円
- 5 申請期限 シェアオフィス等の利用を開始する日の7日前まで

（例）2人で3か月間お試しする場合



問合せ・申請先

京都市 産業観光局 企業誘致推進室
電 話：075-222-4239
E-mail：kigyoyc@city.kyoto.lg.jp

申請書類のダウンロードは
こちらから↓

